

日程第5 議案第1号 上程・付託

○副議長(小林信) 日程第5 議案第1号 平成25年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(小林悦次) 横版の定例会提出予算関係議案をお願いいたします。

1ページ目をお開きいただきたい思います。

議案第1号 平成25年度上小阿仁村一般会計補正予算(第8号)であります。

歳入歳出予算補正であります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,506万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億4,729万6,000円とするものであります。

地方債補正につきましては、第2表 地方債補正によるものであります。

9ページをお開きいただきたいとします。最初に歳入であります。

8款 1項地方特例交付金であります。これにつきましては2万9,000円の減額補正であります。

13款国庫支出金 2項国庫補助金であります。3目土木費国庫補助金3,360万円の追加であります。これにつきましては社会資本整備総合交付金ということで、橋りょう補修につきます分であります。小袋岱橋の上部工の部分についての追加の分であります。4目総務費国庫補助金115万9,000円の補正であります。これは地域の元気臨時交付金の分の追加補正になります。

14款県支出金であります。3目農林水産業費県補助金であります。5万1,000円。これは農業漁業経営フォローアップ資金利子補給費であります。

次のページをお願いいたします。1目総務費委託金344万6,000円の減額であります。これは内訳としまして県知事選挙、これは無競争になった関係で277万円の減額。それから参議院議員選挙にかかるものについては実績による68万3,000円の減額であります。3目移譲事務費24万9,000円でありますけれども、それぞれの項目たくさんありますけれども、省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。財産収入、1目の不動産売払収入であります。28万1,000円。これは木材売払収入17万4,000円、長信田沢の送電線にかかる部分になります。それから分収造林売払収入10万7,000円。これは大滝沢にかかる分収の分であります。

16款寄附金 1目総務費寄附金5万円。これは指定寄附になっておりまして、小中学校図書費に5万円、これは1人の方からの寄附になります。

19款諸収入の雑入であります。144万5,000円。村有建物・車損害共済金ということで、これは車等の事故にかかる共済金です。

20款村債 2目の過疎対策事業債であります。1,170万円。これは先ほど説明させていただきました橋りょう整備費の部分についての残額について過疎債

をお願いする分であります。1,440万円であります。それから消防施設整備事業ということで270万円の減額でありますけれども、これは小型ポンプの分につきまして過疎債の方から地域の元気臨時交付金の方に振り替えるものであります。

次のページをお願いしたいと思います。歳出であります。

2款総務費 総務管理費になりますけれども、11目のところから地域公共交通費233万4,000円であります。これはバス路線維持費分の確定の分であります。バス会社の決算が10月1日から9月末までになりますので、それに伴う確定分の支出になります。それから13目財政調整基金費1,860万3,000円の減額であります。これは積立金に充ている分を、他の歳出に充てるものであります。

次のページになります。3目秋田県知事選挙費296万9,000円の減額であります。これは先ほどと同様無競争による精算に伴う減額になります。次のページをお願いいたします。4目の参議院議員選挙費、これは選挙が終了したので確定に伴う精算の49万9,000円の減額補正になります。

次の18ページになります。3款民生費、社会福祉費、1目社会福祉総務費であります。390万6,000円の補正になります。主なところで13節委託料であります。高齢者等宅除排雪事業委託料であります。これは120世帯分にかかる社会福祉協議会の方への委託料になります。それから6目障害者福祉費189万7,000円あります。これは更生医療給付費160万円、それから身体障害者自動車改造費20万円の補正になります。次のページ、児童福祉費の1目児童福祉総務費であります。83万円。これは子宝祝金の分の追加補正になります。

4款衛生費につきましては、保健衛生、環境衛生、健康増進、母子保健等、次のページも移譲事務の確定に伴う財源更正になります。20ページをお願いいたします。4款の衛生費、診療所費であります。690万円の補正になります。これは国民健康保険診療施設勘定特別会計への繰出金になります。詳細につきましては特別会計の方でご説明をしたいと思います。

それから21ページになりますけれども、農林水産業費、林業費、林業総務費の37万6,000円の減額でありますけれども、これは実績に伴う減額補正となっております。内容的には松くい虫、ヤマビル、植樹祭等の精算額になります。

次の22ページ、7款商工費であります。2目の観光費36万8,000円の減額であります。これはキャンプ場の修繕工事の実績による減額補正になります。

次のページ、8款土木費であります。1目の道路維持費390万円の補正になります。これは除排雪機械借上料の390万円あります。2目橋りょう維持費5,000万円の追加補正になります。これについては歳入の方でも説明したとおり小袋岱橋の上部工の部分についての追加補正になります。13節委託料については、橋りょう補修設計委託料として271万8,000円。それから15節工事請負

費といたしまして橋りょう補修工事、これが4,728万2,000円の追加であります。

次のページをお願いいたします。9款消防費、常備消防、消防施設等については財源更正になります。これは地域元気臨時交付金の関係と過疎債の関係になります。

10款教育費 3目教育振興費168万円であります。これにつきましては実績ということになりますけれども、内容は奨学金貸付金の168万円の減額であります。次のページ、10款、中学校費になります。学校管理費としまして710万3,000円の減額になります。11節につきましては光熱水費ということなので15万5,000円は電気料の値上げの分になります。13節委託料は実績になります。次のページをお願いいたします。15節工事請負費としまして、実績に係る精算になりますけれども、キュービクルの取替工事が157万5,000円の減額。中学校トップライト改修工事343万3,000円の減額。体育館照明取替工事209万2,000円の減額という内容であります。次のページ7目生涯学習センター管理費ということなので204万6,000円の補正になります。大きなものとして11節需用費の光熱水費77万円になります。これは電気料の値上げに係る部分であります。15節工事請負費91万6,000円につきましては発電機燃料タンク改修工事に係るものであります。

次のページをお願いいたします。10款教育費 5項の保健体育費になります。1目学校給食費53万円、これにつきましては光熱水費の分であります。4目健康増進施設管理費55万2,000円につきましては、賃金の部分の、いわゆる時間外の部分が43万9,000円、それから管理賃金が10万円ということになります。

14款予備費につきましては257万円の追加補正ということになります。

以上であります。

○副議長（小林信） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第1号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第6 議案第2号～日程第9 議案第5号まで上程・付託

○副議長（小林信） 日程第6 議案第2号 平成25年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算についての件から、日程第9 議案第5号 平成25年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算についての件まで、4件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

順次、説明をしてください。はい、診療所事務長。

○診療所事務長（伊藤清） 同じく予算関係議案書の37ページをご覧ください

たいと思います。

議案第2号 平成25年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ690万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億5,932万2,000円とするものであります。詳細につきましては43ページをご覧くださいと思います。

歳入 3款繰入金 1項繰入金 既定額6,408万4,000円に対し、一般会計繰入金として690万円を追加し、繰入金の合計を7,098万4,000円とするものです。

次のページをご覧くださいと思います。歳出 1款総務費 1項施設管理費 2目研究研修費の普通旅費の追加34万3,000円を追加いたしまして、既定額55万4,000円と合わせ89万7,000円とするものでございます。

2款医業費 1項医業費 1目医業費 3,473万7,000円の既定額に636万4,000円を追加し4,110万1,000円とするものです。内訳は13節委託料の歯科技工物委託料として196万円、医科の生化学等の検査委託料として168万円をそれぞれ追加するものです。また、同じく備品購入費として、歯科のX線装置を新たに購入する272万4,000円を追加するものです。

5款予備費は123万円の既定額に対して19万3,000円を追加し、142万3,000円とするものです。

以上です。

○副議長(小林信) 杉風荘施設長。

○杉風荘施設長(河村良満) 引き続きまして議案第3号 平成25年度上小阿仁村特別養護施設特別会計補正予算(第3号)であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,251万3,000円とするものでございます。内容につきましては51ページをご覧くださいと思います。

歳入であります。6款 2項 2目雑入であります。これにつきましては、損害保険料の分でございます。

次に52ページをご覧くださいと思います。歳出につきましては、実績見込みによる補正予算となっておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○副議長(小林信) 建設課長。

○建設課長(伊藤秀明) 同じく55ページをお開きください。

議案第4号 平成25年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計補正予算(第4

号)でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ1億8,524万円とする補正予算でございます。

内容につきましては61ページをお開きください。歳入です。

1款 1項 1目簡易水道使用料、既定額3,924万1,000円に40万円を追加し3,964万1,000円とするものです。内容につきましては、1節水道使用料40万円、これにつきましては沖田面地区に貯水池ができたこと、あるいは上小阿仁プロジェクトで使用した使用料の分です。

次のページをお開きください。歳出であります。

1款 1項 1目統合地区管理費、これにつきましては調整のみで、補正額の増減はありません。同じく2目沖田面地区管理費、既定額958万9,000円に40万円を追加し998万9,000円とするものです。内容につきましては13節委託料中、管理委託料が増える分62万5,000円を、12節、15節、27節から調整するものですので、よろしく申し上げます。

○副議長(小林信) 住民福祉課長。

○住民福祉課長(石上耕作) 同じく63ページをお開きいただきたいと思えます。

議案第5号 平成25年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)であります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億4,261万4,000円とするものでございます。内容につきましては69ページをお開きいただきたいと思えます。歳入であります。7款 1項 4目 1節その他一般会計繰入金30万円の追加補正でございます。これは人件費として、時間外勤務手当として繰り入れするものであります。

次に次のページをお開きいただきたいと思えます。歳出でございます。

3款 1項 1目 3節職員手当等15万円の追加補正であります。職員手当は時間外勤務手当分でございます。2目 3節職員手当等15万円の追加であります。これにつきましても同じく時間外勤務手当の分でございます。

以上でございます。

○副議長(小林信) これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(小林信) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第2号から議案第5号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 10 議案第 6 号 上程・付託

○副議長（小林信） 日程第 10 議案第 6 号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小林悦次） 別冊の第 6 回上小阿仁村議会定例会提出議案の方をお出しいただきたいと思ひます。1 ページになります。

議案第 6 号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、別記のとおり提出するものであります。

提案理由 上小阿仁村における医師の確保という特殊性に伴い、医師の年齢を引き上げるため、この条例案を提出するものであります。

次のページをお願いいたします。内容につきましては、第 4 条 第 2 項にありますただし書きの部分の定年退職日の翌日から起算して 3 年というところを、定年退職日の翌日から起算して 4 年に改めるものであります。

一応、これによりまして適用後は、80 歳までの対応が可能となります。

以上であります。

○副議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 6 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 11 議案第 7 号 上程・付託

○副議長（小林信） 日程第 11 議案第 7 号 上小阿仁村空き家等の適正管理に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小林悦次） 同じく 3 ページをお開きいただきたいと思ひます。

議案第 7 号 上小阿仁村空き家等の適正管理に関する条例の制定について、別記のとおり提出するものであります。

提案理由につきましては、本村に所在する空き家等が管理不全な状態となることを防止することにより、生活環境の保全及び安全で暮らしやすい街づくりの推進を図るため、この条例案を提出するものであります。

次のページをお願いいたします。長いので要約して説明をさせていただきたいと思ひます。

第 1 条は目的であります。この条例は、法令に定めるものの他空き家等の適正管理を図ることにより、倒壊等の事故、犯罪、火災等を未然に防止し、村民と地域の安全、安心の確保と生活環境の保全を図ることを目的としております。

具体的には、条例制定後におきましては次のページの第7条のところからになります。

最初に立ち入り調査等ができるようになります。その後、第8条で助言または指導、それから第9条で勧告、第10条で公表、第11条で命令ということになります。それでも、対応ができない場合には警察、第12条のところでは村長は、緊急を要すると認める時は村の区域を管轄する警察その他の関係機関に必要な協力を依頼することができるということで対応していきたいと思っております。

これにつきましては、平成26年1月1日から施行するというところで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○副議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第7号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第12 議案第8号 上程・付託

○副議長（小林信） 日程第12 議案第8号 上小阿仁村諸収入金の督促手数料および延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小林悦次） 同じく7ページをお開きいただきたいと思ひます。

議案第8号 上小阿仁村諸収入金の督促手数料および延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例について、別記のとおり提出するものであります。

提案理由 地方税法の一部を改正する法律が公布されたことにより、延滞金等の利率を改定する必要があるため、この条例案を提出するものであります。

次のページになります。条文については、いろいろ難しいわけですが、今、説明したとおり地方税法の改正があった関係で延滞金の利率を14.6%から7.3%に改正する内容となっております。

よろしくお願ひいたします。

○副議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第8号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第13 議案第9号 上程・付託

○副議長（小林信） 日程第13 議案第9号 定年前に退職する意志を有する職員の募集等に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小林悦次） 同じく10ページになります。

議案第9号 定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定についてであります。別記のとおり提出するものであります。

提案理由 国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部及び国家公務員退職手当法施行令の一部を改正する政令の一部が施行されたことに準じて、新たに早期退職募集制度の導入により、所要の規定の整備を行う必要があるため、この条例案を提出するものであります。

内容につきましては、定年まで勤務できる環境整備を図るということであり、それから勸奨の部分廃止して、設定した条件で募集をして、応募された職員の方について給料月額を割増をするという内容となっております。

よろしくお願ひしたいと思います。

○副議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第9号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第14 議案第10号 上程・付託

○副議長（小林信） 日程第14 議案第10号 上小阿仁村介護保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。住民福祉課長。

○住民福祉課長（石上耕作） 15ページをお開きいただきたいと思います。

議案第10号 上小阿仁村介護保険条例の一部を改正する条例について、上小阿仁村介護保険条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出するものでございます。

提案理由といたしましては、地方税法の一部を改正する法律が公布されたことにより、延滞金等の利率を改正する必要があるため、この条例案を提出するものであります。

次のページをお開きいただきたいと思います。これは保険料延滞金の特例基準割合は、現在では年7.3%の割合にあつては、公定歩合0.3%に年4%の割合を加算した割合としておりましたが、今回の改正では、日本銀行が公表する前前年10月から前年9月における国内銀行の貸し出し約定平均金利年1%の割合を加算した割合に変更され、年14.6%の割合にあつては、当該年における特例基準割合に年7.3%の加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては、当該特例基準割合に年1%を加算した割合と変更されたものであります。

以上でございます。

○副議長（小林信） これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 副議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
議案第 10 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 15 議案第 11 号 上程・付託

- 副議長（小林信） 日程第 15 議案第 11 号 上小阿仁村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。住民福祉課長。

- 住民福祉課長（石上耕作） 17 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 11 号 上小阿仁村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、上小阿仁村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出するものでございます。

提案理由といたしましては、先ほどの介護保険と同じでございます。これにつきましても、地方税法の一部改正に伴い介護保険料と同様に、後期高齢者医療保険料に係わる延滞金の利率を改正するため提案するものであります。

以上でございます。

- 副議長（小林信） これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 副議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
議案第 11 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 16 請願・陳情 上程・付託

- 副議長（小林信） 日程第 16 請願・陳情の件を議題といたします。

本定例会において受理した請願・陳情は、お手元に配布の請願・陳情文書表のとおりでありますので、総務産業常任委員会に付託いたします。

散 会

- 副議長（小林信） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦勞様でした。

14 時 37 分 散会